

長与町長 吉田 慎一 様

令和3年度
農地等利用最適化施策の推進に関する
意見書

農地等の利用の最適化施策につきまして、より効率的、効果的に推進するため、長与町農業委員会として意見及び提案をとりまとめましたので、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき提出します。

令和4年3月25日

長与町農業委員会
会長 水谷 勉

令和3年度

農地等利用最適化施策の推進に関する意見書

はじめに

長与町の農業は、県内他の自治体と同様、高齢化の進行や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の増加等、早急に解決すべき課題が山積しています。

また、本町は、急傾斜地で整備困難な農地が多く、大型機械が使用できず農作業の効率化が図れない問題もあり、後継者不足に拍車をかける要因にもなっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、長与町農業委員会として「農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」を提出しますので、町の農業施策に反映されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

○農地中間管理事業の推進

地域農業者を対象に、平成30年に実施した農地利用最適化アンケートにおいて、約5割の農業者が後継者未定と回答している。このことは将来的に遊休農地の増大につながるおそれがあり、早期の対策が必要と考える。こうした状況を鑑み、農地の貸借については、農地中間管理機構を通し地域の中心経営体へ農地を集積するよう町としての積極的な取り組みを求める。

あわせて、農業者に対し、農地中間管理機構の認知度、理解度を高めるための周知活動に努めていただきたい。

○農地中間管理事業の活用強化

機構を通した農地の貸借（農地中間管理事業）について、現状は貸出意向があっても受け手が確定していない場合は、事業を利用することができないため、活用できるはずの農地が将来再生不能農地になってしまう可能性がある。

農地中間管理事業を促進するためには、農業者にとってより有益かつ利用価値のある事業を推進する必要がある、農地中間管理機構が主体的にその役割を担うべきと考える。機構に対し以下の取り組みを求めるとともに、町についても、機構への積極的

な働きかけを求める。

- ・農地が荒廃する前に次の担い手へつなぐことができるよう、借受け見込みのある農地については、受け手が確定していない場合でも機構が借り受け、貸出を推進する体制整備を図ること。
- ・遊休農地についても、機構が一団として借り受け、伐採など簡易な整備を行い再生させた後、ある一定規模で貸し出すなど、農地の集約化を図る取り組みについて推進を図ること。

○持続可能な農業体制確立のための環境整備

農業の継承には、農業に参入しやすい環境整備が必要と考える。そのため、規模の大小に囚われない各地域の特性に応じた基盤整備を図るとともに、スマート農業を推進し、作業の省力化、効率化を図ることで、農作物の生産性、収益性を高めることができるよう、町の積極的な取り組みを求める。なお、スマート農業の推進にあたっては、環境への影響など様々な角度からの研究、検討が必要と考える。

また、農業所得向上の観点から、ミカン以外の作物への転換も重要と考える。イチゴ、ブルーベリーなど高収益作物への転換についても積極的な支援を求める。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

○遊休農地の発生防止

遊休農地の発生を未然に防ぐためには、荒廃する前に新たな担い手へつなぐことが重要であり、そのためには、高齢で農業ができない、後継者がいないなどの農家の情報を早期に把握することが不可欠である。町、農業委員会、JA等関係機関が互いに連携し情報を共有することができる体制整備が必要である。

○耕作放棄地再生に対する補助制度の充実

遊休農地は、斜面地や狭小地、作業道がない等条件不良の場所が多く見受けられるが、一定整備を行えば再生できる農地もあるため、令和3年度に新設された「耕作放棄地再生事業」について今後も継続的な支援を求める。

○J Aとの連携による遊休農地解消

果樹栽培は生育に年数を要するため、個人が一から木を生育するとなると、技術的にも経営的にも難しい。そこで、J Aとの連携により、遊休農地などをJ Aが借り受け、収益が上がる程度まで木を育て希望者へ貸し出す、代行栽培の実施を検討してはどうか。遊休農地解消にあわせ、新規参入の促進、ミカン収穫量の確保にもつながると考えるため、費用対効果などその実現性について研究、検討を提案する。

3. 新規参入の促進について

○多様な担い手に対する支援

高齢化の進行などにより農業後継者の確保が難しくなっている現状において、今後は、認定農業者だけでなく、農業に意欲のある多様な担い手を育成、確保することが必要と考える。そのため、定年帰農者や早期退職帰農者など、若年層以外への就農支援制度の確立や、兼業農家に対する支援、さらにはシルバー世代の担い手の育成など、様々な担い手の確保及び支援を求める。

また、より就農を促進するため、ミカン以外の品目に特化した営農講習会の実施など、対象を農業者に限定せず幅広く周知し、新規参入者の確保に努めていただきたい。

○若い世代の担い手の確保

後継者不足は農業振興における大きな課題であり、やはり若い世代の担い手の確保は不可欠である。そのため、早いうちから農業への興味を促すため、例えば農業関係学校の生徒などを対象とした新規就農補助制度の周知や、小中学生に対しスマート農業をはじめとする機械化された農業を積極的に紹介するなど、将来の就農につながる取り組みが必要と考える。

また、コロナ禍におけるリモートワークの推進により、現役世代も場所に囚われない働き方が可能となってきた。そういった若い世代を兼業農家として取り込むことも、担い手確保の可能性の一つとなりえるのではないか。

これまでとは異なる視点から農業の魅力を発信する取り組みが必要である。

4. 町の単独補助事業について

農業経営は、相当な時間、労力及び資力が必要となるため、町やJA等による経済的支援は、農業経営者にとって非常に重要かつ不可欠なものとなっている。また、新規参入者にとっても、参入しやすい環境整備につながるため、今後とも補助制度の継続を求める。

先述した「耕作放棄地再生事業補助金」をはじめ、有害鳥獣対策の防護柵設置費用補助や、苗木購入に対する補助など、既存の補助制度においては、対象枠の拡大や要件の緩和など、さらなる拡充の検討をお願いしたい。

さらには、新たな支援策として、農業機械の購入補助や無償貸出制度、新規参入者の農地賃借料の助成など、経営拡大、生産拡充につながる支援についてもご検討願いたい。

5. 事務局の体制整備及び行政、JAとの連携強化について

平成28年度法律改正により必須業務となった農地利用の最適化の推進等により、農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動が多様化、複雑化する中、サポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量は格段に増加しており、現在の人員では適正かつ迅速な業務の履行が困難な状況である。必要なのはマンパワーであり(正規職員)、委員の活動をサポートするのは、事務局職員であることから、農業委員会事務局の体制整備を求める。

また、町内農地の現状把握や、一体となった農地の利用の推進体制を強化するため、町、JA等関係機関とより一層の連携が必要と考える。

(参考)

○農業委員会等に関する法律

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。